平成２５年（フ）第９１０号
埼玉県川口市東川口１丁目７番７号　ニッショウビル202号室、旧住所埼玉県川口市戸塚東４丁目21番４号
債務者　内藤　厚子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１３号
さいたま市桜区西堀５丁目６番10号
債務者　阿保　匡信
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９４５号
さいたま市岩槻区城南４丁目４番67号
債務者　安達　　仁
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００１号
さいたま市浦和区東仲町27番25号　ベルセ東仲町105
債務者　押山　　節
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３５号
埼玉県加須市礼羽522番地５　コンフォール203
債務者　小林　良子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５２号
福岡県京都郡苅田町大字雨窪385番地６
債務者　増田　友和
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
福岡県京都郡みやこ町勝山箕田333番地　三島団地４―404号
債務者　中村　幸二
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
大分市大字野津原2281番地　市営小屋鶴住宅Ｗ２
債務者　清松　拓也
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５２号
大分市敷戸東町26番４―501号
債務者　河野　絢子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８５８号
さいたま市見沼区大字御蔵1255番地12
債務者　関口智恵子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８５９号
さいたま市見沼区大字小深作262番地１　春岡住宅２―203
債務者　関口　伸生
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８８３号
埼玉県川口市芝２―17―17、破産手続申立時の住所埼玉県鴻巣市屈巣5009番地
債務者　服部　守男
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９７１号
さいたま市浦和区大東２丁目12番１号　２―201
債務者　山本　啓子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８７号
さいたま市西区大字土屋531番地１　オレンジコート202、旧住所さいたま市西区大字指扇1078番地１　２―503
債務者　折目　忠志
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９１号
埼玉県戸田市大字新曽1003番地　小山荘101号室
債務者　長井　　孝
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９４号
さいたま市岩槻区上里２丁目５番地14　シティハイムサカエＢ―102号
債務者　小平　忠雄
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６９号
さいたま市緑区東浦和９丁目５番地２　オークハウス203、旧住所さいたま市緑区宮本１丁目14番地31
債務者　森山　慎司
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係